

## Information Information

## 第4回裁判のご案内

◎25年3月22日(金)14:00から(予定)

佐賀地方裁判所にて

12:30 佐賀県弁護士会館集合

駐車場が限られていますので、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地区もあります。詳しくはお問い合わせください。

報告集会終了後、支える会の臨時総会を行います。ぜひご参加ください。

## 第6陣提訴のご案内

◎4月12日(金)

13:00 佐賀県弁護士会館集合

現在の原告数は5493名!

1万人原告目指して第6陣提訴原告を募集中です。ぜひ、周りの方をお説きください。(3月29日締切)

## 訃報

志を引き継ぎ、すべての原発をなくすために奮闘する決意をあらたにしています。謹んでご冥福をお祈りいたします。

訃報に際し池永満弁護士のご遺志を引き継ぎ、すべての原発をなくすために奮闘する決意をあらためておこなうしました。十二月七日の報告集会冒頭、参加者一同で黙とうしました。

共同代表であり、この裁判の発起人の一人、池永満弁護士が十二月一日逝去されました。十二月七日の報告集会冒頭、参加者一同で黙とうしました。



第三回期日には妻早苗さんが参加しました

発行元／「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者／長谷川 照

発行日／2013年1月31日

事務局／佐賀中央法律事務所  
佐賀市中央本町1-10  
ニュー寺元ビル3F  
Tel.0952-25-3121  
Fax.0952-25-3123

\* 今後、連絡不用の方はお申し出下さい。

## 専従事務局のご紹介

福岡県民主医療機関連合会・佐賀県医療生活協同組合の職員、田中みゆきさんが専従事務局として配置されました。

10月末から「原発なくそう！九州玄海訴訟」団事務局で、原告1万人をめざし佐賀はもちろん、長崎・福岡に行き、原告拡大に奔走しています。また、各地に広がっている地域原告団の会に参加したり、原告のみなさんに情報を提供したりと原告の方々と裁判をつなぐ仕事をしています。12月8日、原告主催の初のイベント「風船プロジェクト」が行われました。私も実行委員として参加しましたが、とても楽しく、そして原発や裁判のことを参加者を含めたたくさんのみなさんと考えることができるイベントになりました。今後もこのような楽しい取組みを原告のみなさんと力を合わせてつくりながら、この歴史的な裁判に参加していただける原告の方、支えてくださる方々を増やしていきたいと思っています。わからないこと、やってみたいことなど…なんでもお気軽に事務局にご連絡ください！

第3回裁判を傍聴して  
参加者の感想

これまで裁判には無縁の人生だったので法廷に入ったのは生まれはじめてのことであった。ドラマであるような原告と被告の激しいやり取りはなく、比較的穏やかなやりとりで、ちょっと肩すかしの感じがした。

作家の片山恭一さんの意見陳述で「未来の者たちが私たちにいたして抱く思いは、敬いでも感謝でもなく、『なんということをしてくれたのだ』という、恨みとも憎しみとも感じられないものではないでしょうか」と福島第一原発事故と核のゴミについて述べた。世界で「最終処分」が決まっているのはフィンランドのオンカロだけだ。18億年前できた固い岩盤をくりぬいて全長5kmのトンネルを掘り地下400mを超える場所に核廃棄物を埋める。このオンカロが目標しているのが、核廃棄物を放射能の害が無くなる未来まで完全に閉じ込めること。その時間はなんと25万年。日本は、最終処分の方法も場所も先送りにしたまま、後世の世代に受け継ぐことになる。実際に罪深いことである。

弁護士の馬奈木昭雄さんの意見陳述で、「国が安全だと考えられる規準を作つて、その規準を満たせば、それはすなわち安全な施設であり、再稼働や建設を認めなればならないという考え方」でこれまで裁判所は判断してきたといふ指摘は、なるほどと思った。国会事故調報告書にあるように、放射線防護基準や原発の審査指針を作るに当たって、電事連などの「原発利益共同体」から働き掛けや便宜を供与するなどが行われてきた。このように、国が作る規準には、利権がからんでいることを忘れてはならない。

第三回口頭弁論を終えて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

いよいよ「原発なくそう！九州玄海訴訟」は佳境に入りました。壊滅的・半永久的事故を引き起こした福島の原発事故を踏まえるとおよそ安全な原発ではなく、全ての原発を廃炉にという私たちの考えと、国や電力企業の「安全な原発」の推進を強行するという考えが真っ向から衝突しました。それが、第3回の弁論でした。これからが、まさに闘いの本番です。第4回弁論は、500人を超える原告が佐賀に集い、全ての原発の廃炉を目指す私たちの熱い思いを裁判、そして全国・全世界に訴えましょう！

## 明けましておめでとうございます

～九州玄海訴訟原告1万人の目標達成を！～



原発なくそう！九州玄海訴訟原告団長 長谷川 照

昨年、私たちは予想を上回る活躍をしてきました。原告は5000人を超えて、裁判は3回行われましたが、毎回200名を超える原告が法廷に入廷を求めて裁判所に集まっています。原告は裁判にかける自らの想いを陳述したいと願っています。今年は多くの原告が入廷できるよう裁判所に求めましょう。

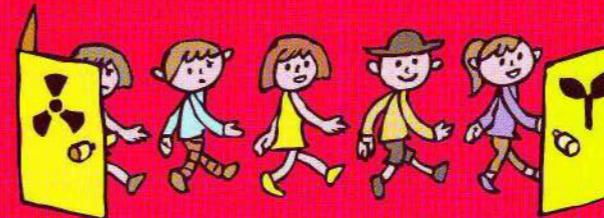
昨年末、東日本大震災以後はじめて行われた衆議院選挙は、遅々として進まない復興を打開する政策が示されないまま民主党政権の失政だけが問われました。問われるべきは、戦後、利潤の追求に追われ地震と津波そして原発の危険を顧みなかった保守政権の失政です。戦後最低の投票率は政治不信の反映であり、原発「0」の世論は変わりません。

九州電力は電気料金の値上げを経産省に申請しました。料金値上げは原発の稼働率に依存しています。フクシマに懲りない面々の原発再稼働の申請と変わりません。同様に、経産省の懲りない面々は、値上げ＝再稼働、のために例の公聴会を開きます。

私たちは、九州玄海訴訟原告1万人の目標を何としても年内に達成して「再稼働を許さない」連帯の輪を広げましょう。

めざせ！1万人！あなたの家族・友人、知人を原告に説いてください。委任状申込み書はホームページ (<http://no-genpatsu.main.jp>) からダウンロードできます。事務局にご連絡いただければ、郵送いたします。

発行元／  
「原発なくそう！」原告団・弁護団  
〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10  
ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所気付  
Tel.0952-25-3121 Fax.0952-25-3123  
メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com  
ホームページ <http://no-genpatsu.main.jp>

「原発なくそう！ NEWS Vol.3  
九州玄海訴訟」 2013.Jan

## 目次

第三回口頭弁論を終えて	1
長谷川団長のごあいさつ	1
ここがポイント	2
意見陳述	
片山 恭一氏	2
馬奈木 昭雄 弁護士	4
解説	
稻村 蓉子 弁護士	5
風船プロジェクト	7
参加者の感想	8
専従事務局の紹介	8



12月20日の第5陣提訴で570名の方が新たに原告になりました。原告総数は5493名です。

## 東島弁護士の 第三回口頭弁論 ココがポイント!



- ①「世界の中心で愛を叫ぶ」の著者の片山恭一さんが意見陳述で深い思索に基づき、「(福島の事故によって)私たちは歴史上初めて未来の者たちから憎まれ、蔑まれる先祖になったかもしれない」と述べました。
- ②馬奈木弁護士が、“水俣病などすべての公害問題において、国は安全とは国の安全基準を守ることとしてきたが、水俣病のチッソの排水も当時の排水基準を満たしていた。福島事故によって國の基準を守れば安全という論理も從来の原発訴訟の判決も破綻している”と意見陳述しました。
- ③馬奈木弁護士の意見陳述を受ける形で、被害論各論の準備書面を陳述しました。そのポイントの第1は、原発がもたらす被害=人格権侵害とは、生命・身体に限定されるものではなく、人が人格的に生存するために必要なあらゆる自然的、社会的因素（文化・人

間関係など）に対する危害を含むということです。福島の例を見れば明らかです。

第2は、原発の被害は事故前から確実に存在していることです。民主主義を歪め、原発立地の地域社会、自然環境を破壊し危険で処理のめども立たない核廃棄物を量産し、原発労働者の生命健康を破壊しています。第3は、福島事故は加害の構造によって必然的にもたらされたものだということです。

これから言えることは、「個別ごとの原発でただちに原発事故が起きる具体的な危険性が証明されなければ原発は許される」と言う立論は誤りだったことです。

④裁判所は、今のところ、私たちと同じ立場に立つては言えませんが、これから説得していくことになります。

## 意見陳述書



原告 片山 恭一氏

代理人 馬奈木 昭雄 弁護士



□原告 片山恭一氏

〈作家「世界の中心で、愛を叫ぶ」著者〉



片山 恭一氏

私は文筆を生業とする者で、主に小説を書いています。学生のころから、核兵器を含め、核エネルギーという人間の技術にたいして、心情的な嫌悪と反発を感じてきましたが、かといって積極的に反対してきたわけではありません。原発の安全性についても、多くの日本の国民と同じように、福島の事故が起るまでは、ほとんど無関心であったと言つていいのです。そのことを強く後悔しながら、いまあらためて核エネルギーについて考えようとしています。

福島の事故が起こってまず思ったことは、私たちは歴史

上はじめて、未来の者たちから憎まれ、蔑まれる先祖になったのかもしれない、ということです。私たちは子どものころから、先人たちを敬い、感謝することを教わってきました。そうした教えは、実感ともぞれていなかったと思います。この暮しは、昔の人たちが連綿として培い、築き上げててくれたもの上に成り立っている。そう素直に信じることができます。しかしいまや、状況はすっかり変わってしまったと言うほかありません。未来の者たちが私たちにたいして抱く思いは、敬いでも感謝でもなく、「なんということをしてくれたのだ」という、恨みとも憎しみとも蔑みともつかない、やり場のないものではないでしょうか。



## 佐賀・玄海から風船を飛ばそう!



### 【発見情報】(連絡受付順)

連絡日時	発見日時	連絡場所	原発からの距離(約)
①12/ 8 16:30	12/ 8 16:20	福岡市西区周船寺	39km
②12/09 08:24	不明	愛媛県西予市野村町大西	263km
③12/ 9 8:42	朝の散歩中	愛媛県八幡浜市穴井	238km
④12/ 9	12/ 8 21:00	徳島県那賀郡那賀町木頭西宇	403km
⑤12/10 9:40	12/ 8 16:30	高知市鴨部	340km
⑥12/10 17:00	12/10 09:00	高知県高岡郡日高村下分 「錦山カントリークラブ」	328km
⑦12/10	12/ 9	佐賀市鍋島	48km
⑧12/11 13:00	12/10 朝	高知市介良 庭の花壇	350km
⑨12/11 13:00	12/10 12:00	高知市薊野北町 保育園	345km
⑩12/12 20:00	12/ 8 17:00	愛媛県の山の中	-
⑪12/15 16:00	12/15 14:00	奈良県吉野郡十津川村の川の岸辺	554km
⑫12/20 10:30	12/20 朝	大分県別府市	156km
⑬1/ 9 朝	1/ 8	高知県高岡郡津野町大野	310km
⑭1/21 11:30	1/13	高知県土佐市永野 畑の中	325km

「原発なくそう!九州玄海訴訟『風船プロジェクト』(以下「風プロ」)」では、2012年12月8日、佐賀県玄海町にある玄海原子力発電所から約1キロ離れた外津(ほかわづ)橋近くの広場より、1,000個の風船を飛ばしました。

この「風プロ」は、万が一玄海原発で過酷事故が発生した場合、放射性物質がどのように拡散するか、「風船」を「放射性物質」に見立てて風向きを調査する実証実験です。「さよなら原発ぎふ」の支援をもとに、原告の有志が中心となり実行委員会を結成し準備を進めてまいりました。

風船を飛ばすに当たり、環境への影響を考え、風船を100%生分解性の天然ゴム素材としたこと、メッセージを付ける紐を短くしたこと、紐を100%コットン素材にしたこと、そして野鳥の誤飲を避けるため、赤やオレンジ色を外すなどの配慮をいたしました。

天気予報によると、当日は「曇り時々雨」「降水確率60%」「最高気温8度」…「風プロ」を決行するべきかどうかわたしたちを最後まで悩ませました。

当日…わたしたちは「持って」いました。晴天でした。むしろ風がありなく、風船が飛ぶかどうかが心配されました。集会開始の13時までに1,000個の風船ができるように、10時から約50名の実行委員が集まり風船を膨らましはじめました。



←発見者にはオリジナル缶バッヂを進呈

風船プロジェクトHP <http://genkai-balloonpro.jimdo.com/>  
Facebook <http://genkai-balloonpro.jimdo.com/facebook/>

実行委員大募集! みなさんのご参加をお待ちしています。

### 風船プロジェクト

【日 時】12月8日(土)10時～  
【場 所】佐賀県玄海町内



### 3 被告国と九電の対応

#### ①被告国の対応

被告国は、いわゆる門前払い判決を求めていました。「門前払い判決」を求めるとは、「原告の訴えは不適法だ」「だから、内容の審理をすることなく原告を負けさせろ」というものです。内容の審理に入らないことを、門の中に入れさせないことに例えて、「門前払い判決」と言われています。

被告国の言い分はこうです。

「被告国は、玄海原発の操業主体ではない。国が玄海原発の操業をやめさせるには行政権限を発動させなければならない。行政権限の発動を求めるることは、民事訴訟では不適法である。だから、原告が民事訴訟を起こすのは間違っているから、この訴えは不適法である。よって、原告を負けさせろ。」

しかし、被告国と電力会社とのこれまでの関わりをみたとき、行政権限の発動に拠らずとも、被告国が、色々な方法で原発を差し止めることができることは明らかです。現に、菅元首相の要請で浜岡原発は操業を停止しています。この要請は行政権限の発動ではありません。

そこで、原告側としては、今後、被告国への関与を明らかにし、国が行政権限に拠らずとも差止めできることを明らかにしていきます。

なお、訴状記載の事実についての被告国の中止ですが、福島第一原発事故による海への放射性物質の放出量については「知らない。」、放射性物質の処分方法が定まっていないことについては「認めない、または争う。」としています。国として当然知っているべきこと、考えていなければいけないことを、知らないとか認めないと答弁するなど信じられません。

#### ②被告九電の対応

被告九電は、答弁書で、原発がエネルギーの安定供給・環境保全の要請・経済効率性の観点から必要性が高いとし、玄海原発がいかに安全かということを述べています。

被告九電は、原発設置時に十分な審査を受けた、運転開始後は保守・点検をしている、過酷事故対策もしている、地震・津波対策もしたと主張しています。

しかし、一度事故を起こせば甚大かつ<sup>\*</sup>不可逆的な被害をもたらす原発は、事故が起こる可能性がゼロでない限り安全であるはずがありません。そして、絶対安全な技術などありませんから、原発が絶対安全であるはずがありません。また、事故による被害だけが被害ではありません。原発は事故が起きなくても被害（その被害の内容は後述します。）をもたらします。被害をもたらす以上、操業してはなりません。

<sup>\*</sup>不可逆…再びもとの状態に戻れないこと。

### 4 答弁書を受けての原告側の主張・立証。 これからの方針

福島第一原発事故は、津波が契機となって起こったものではあります。しかし、津波以前から、国策民営、地域支配、利潤の追求、情報の隠ぺい、放射性物質という最悪の物質を処理の方策もないまま生み出す公害性などによって必然的に被害をもたらす構造ができあがっていました。福島第一原発事故は、それらの歪んだ構造（加害の構造）が極限に達した結果、起きたものです。この加害の構造は、全国のどの原発にも共通のものです。型が違うとも、どんなに新しい原発でも、加害の構造は共通です。そして、加害の構造が同じである限り、事故は新たに起こり得るし、原発は被害を生み出すと私たちは考えています。

第2回期日では、原告側は、加害の構造の存在を指摘しました。

そして、第3回期日。原告側は、加害の構造によって生じる被害の概観を示しました。被害は多岐にわたります。立地段階では原発マネーによって地域支配と民主主義の破壊が行われ、稼働が始まれば、自然環境中へ放射性物質や温排水が放出され、被ばく労働が行われ、処理の方策も定まらない核廃棄物が蓄積されていきます。そして、いつたん事故が起これば、福島第一原発事故をみれば明らかのように、環境中に大量の放射性物質が放出され、住民は避難を余儀なくされ、自力で避難できない災害弱者は病気や疲労で命を落すことになります。避難できた住民も、いつ戻れるともしれない故郷を想って涙し、故郷への想いや健康被害への不安から住民間に輒轍が生じて地域はバラバラになります。今なお福島第一原発で事故の収束作業に従事する原発労働者の方々の被ばくも重大な問題です。除染は非常に困難で、いつになれば原状回復できるかの見通しは全くありません。また、放射性物質による汚染は、一地域の問題にとどまりません。がれきの広域処理によって全国に汚染物質が拡散されることになったからです。

この全てが原発の存在そのものによる被害です。第4回期日以降、原告側は、原発による被害をもっと詳しく主張しています。

### 5 以上が、これまでの裁判の流れです。

原告側は、被害を明らかにすることで、原発の安全とは何かを問い合わせています。裁判所の考え方を転換させるためには大変な説得が必要でしょう。説得のためには、裁判所に提出する書面や証拠はもちろんのこと、傍聴席を埋め尽くす原告・支援者の皆様の存在が不可欠です。ぜひ傍聴にお越しください。そして1日も早く、原告数1万人になることが大きな力となります。是非ご家族、友人、知人の方々を原告に誘ってください。ともに、頑張りましょう。

原子力発電は、ウラン鉱の採掘からウラン燃料の濃縮、発電に至るまで、すべての過程で多くの放射性廃棄物を産出します。高レベル放射性廃棄物の場合は、深度三百メートル以上の地層で数万年以上にわたって管理する必要があるとされています。これは「地層処分」と呼ばれ、現時点では唯一の最終処分法と考えられているものです。フィンランドでは、十八億年間動いてないことが確認されている花崗岩の岩盤に、深さ五百メートルの地下施設を作つて、最終処分場にしようという計画が進んでいます。しかし地殻変動の活発な日本では、このような地下処分は不可能でしょう。そこで今後、五十年から数百年にわたって暫定的に保存し、そのあいだに最終処分法を考えようという案が浮上しています。

「最終処分」と言うのだそうです。放射性廃棄物の最終処分……どこかナチスのユダヤ人絶滅政策を連想させないでしょうか。「最終処分」というプロセスを伴つていて、すでに決定的に間違っているのではないか。そう考えてみるべきではないでしょうか。地中から取り出したウラン鉱石をエネルギーに利用し、その廃棄物を最終処分する。それが地球を、あるいは世界そのものを最終処分することにならなければいいと思います。

いったい誰が、どのような権利があって、こんなことをはじめたのでしょうか。五十年から数百年にわたって暫定的に保存すると言っても、数百年先のことなど誰にもわかりません。日本という国はなくなっているかもしれないし、人類だってどうなっているかわからない。ほとんど人が生存するかぎり管理しつづけなければならぬものを、私たち現在の自分たちの生活のためだけに作りつづけています。たった半世紀ほどのあいだに繁栄を謳歌した、地球上のごく一部の人間が、この先数万年に及ぶ人間の未来を奪いつつあると言つていいのではないか。

いくらノーベル賞級の知性を結集したと言っても、私たちのやつしたこと、やりつけていること、将来もやりつけようとしていることは間違ひなく浅知恵です。人間は技術的に高度化すればするほど、深刻な浅はかさにとらわれていく。一流の頭脳をもつた人たちが一生懸命にやつてることを積み重ねると、ほとんど人間性を根底から否定してしまうほど、巨大な愚かしさが立ち現れてしまう。そういう恐ろしさ、忌まわしさが人間の技術にはある気がします。

数十年前、数百年先には、核にたいするテクノロジーは格段に進歩しているかもしれない。原子力発電所は安全に運転されるようになっているだろうし、核燃料サイクルは確立されているだろう。「死の灰」を無毒化する方法も見つかりつつあるかもしれない……そのように考えることが、まさに浅知恵なのです。本当の「知恵」とは、未来の者たちにより多くの選択肢をもたらすことではないでしょうか。エネルギーの研究や開発をつづけるかどうかは、あくまで未来の人たちが判断することです。これまでに生み出された放射性

廃棄物を処理するためだけにも、彼らは否応なしに、核エネルギーの問題に取り組みつけなければならない。このことをとっても、すでに私たちは、既定の未来を彼らに押しつけているのです。将来に不確定な期待をもつことは、さらに彼らの未来を奪いつづけることになるでしょう。数万年以上にわたり貯蔵・保管しなければならない物質を生み出すような技術を、過去に人間はもつたことがありません。この厄介な物質をどうするかということは、私たちがはじめて考えなければならないことです。ここに原子力発電という技術に伴う、大きな倫理的空白が生じているのです。この空白に付け入ってはならないと思います。それはかならず大切な人間性を損ない、私たちをいかがわしい生き物にします。

最後に、私がたずさわっている文学の話をさせてもらいたいと思います。文学とは本来、人間の可能性を探るものです。人間はどのようなものでありうるか。小説とは、それをフィクションという設定のなかで問うものだと、私は考えています。核エネルギーとともにあることで、私たちは人間の可能性を探ることができなくなってしまいます。なぜなら核廃棄物という、自分たちに解決できないものを押しつけるというからで、私たちは数万年先の人間を規定し、彼らの自由を奪つてしまっているからです。少なくとも私のなかでは、核エネルギーの問題を放置して小説を書きつづけることは、自らの文学を否定してしまいかねない矛盾と欺瞞を抱えることになります。これが原子力発電所の廃絶を求める裁判に、私が参加しているいちばん大きな理由です。

自分はいかなる者でありうるか、ということをあらためて考えたいと思います。私たちが個人でなしうることは、一人の人間の身の丈を、それほど超えるものではありません。しかし私たちが「こうありたい」と望むことは、過去と未来を貫いて、人間全体を眺望しうるもので。そのような眺望をもつて、自分の死後に生まれる者たちと、どのようにかかわるか、いかなる関係をもちうるか。それが経済や暮らしとはまったく次元を異にする、人間の自己理解の根本にある問題です。

過去を健全に引き継ぎ、歪曲されない未来を受け渡していくことをやって、私は自らが望むべき者でありたいと思います。そして私たち一人一人の人間性を深刻に損なつてしまふ原子力発電からの速やかな離脱を、この裁判をとおして強く訴えたいと思います。以上、意見陳述を終わります。



□ 代理人

馬奈木 昭雄 弁護士



### 原発の操業は許されない 馬奈木 昭雄弁護士

私は、公害の原点と言われる水俣病訴訟において、1969年の第一次提訴以来40年以上にわたって、水俣病の被害者救済に取り組んできました。

私たち公害に取り組んできた弁護士にとって、3月11日の福島原発爆発事故は痛恨の極みでした。爆発のテレビを見た私は、何故この爆発をとめることができなかつたのか、何故本気で原発を日本から無くそうと取り組みをしてこなかつたのか、無念の思いがこみ上げてきました。

私たちは、公害闘争の経験から、原発の危険性を充分理解していました。その危険性をごまかす国と加害企業のこれまでのだましのテクニックも知っていました。

国・加害企業は、これまで水俣病のような重大な被害が発生すると、その原因究明を徹底して妨害し、できる限り原因を隠蔽しようとしてきました。被害の実態についても同様で、できる限り被害の全体が明らかになることを妨げ、被害の実態を隠し小さく見せてきました。そのため、水俣病では、公式発見と言われる1956年以降すでに50年を経過しましたが、まだ被害者は発生し続け、被害の全容は明らかになつていません。今、福島原発が全く同じ道をたどっています。国、東電が現在行っていることは、水俣で既にかつて行われたことなのです。私たち水俣病問題に取り組んでいる者にとってはすでに見た光景なのです。

私たち公害に取り組んできた弁護士は、福島原発事故の悲劇を二度と繰り返してはならない、そのために私たちの総力を挙げて、原発を日本からなくす取組みをしようと決意し、この裁判も提訴されています。

私は裁判所にも問いたいと思います。

日本の裁判所は、これまで提訴された、原発の危険性を指摘し、その操業の差止めを求めた多くの訴訟において、「原発は安全なのだ」という、国、企業のいわゆる安全神話を無条件で支持し、その操業を許してきました。福島原発もそうでした。裁判所は福島原発に対し、爆発事故など起きるはずがない、安全な施設だというお墨付きを与えたはずです。

裁判所、御座は何故このようなことが起きたとお考えですか。私たちはこの法廷では、二度とこのような誤った判断が示されることになるような審理を繰り返してはならない、誤った判断を下すような訴訟進行をしてはならない、と決意しています。

その立場から強調したいのは、いわゆる安全神話、あるいは「想定外」という言葉がけつて、原発においてだけではらまかれている考へではなく、実は国民が被害を受けている公害、労災の問題でも全く同様に、安全神話がばらまかれ、まかりとおつているのだということです。

例えば、原発の再稼働を許していいか、と問われた時、実は原発だけではなく、他の分野の危険だと考えられる施設の建設の是非の場合でも、国、企業の答えは決まっています。すなわち安全だと考えられる規準を作つて、その規準を満たせば、それはすなわち安全な施設であり、再稼働や建設を認めなければならない、と例外なく答えます。安全とは国が作った規準を守ることだ、という考えです。日本の裁判所もそう考へて國の規準が当然に正しいという前提に無条件にたつてその規準に適合しているか否かを判断しているのだと思います。しかし、水俣病をはじめとする公害被害は、実はこの考えが根本から間違つていて、ということから発生しているのです。

水俣病は、加害企業チソが國の規準に違反した操業をした結果、五万人を超える大変な被害を発生させたのでしょうか。決してそうではありません。実は水俣病の原因となつた排水は、当時の危険な排水の排水規準を守つてしまつた。けつて流してはいけない工場排水を規準に反して流してしまつたのではありません。それどころか、チソの排水は、当時の飲料水として使用していいという國の規準にも合致していました。チソの排水は、國の規準では飲料水として使用が許される「きれいな水」だったのです。同じことは九州におけるもう一つの大きな公害事件、カネミ油症事件でくりかえされます。すなわちカネミ油症事件は原因物質PCBがカネミ油に混入したことによって起きた被害ですが、それでは発生当時、PCBが混入した油は食品として販売してはならないという規準が存していたのでしょうか。そんな規準はありませんでした。PCBを混入させた油は、國の食品の安全な規準に違反して販売されたのであります。そして被害が発生すると、水俣病でも、カネミ油症でも、國と加害企業は被害が発生するなど「全く想定できなかつた」と平然と主張したのです。日本で発生した他の公害事件でも同じです。國の規準に違反した操業によって被害が発生したのであれば、すぐに操業を止めることは可能です。しかし、表面上は國の規準に違反していないから、國も加害企業も操業を止めようとはせず被害は拡大し続ける、ということが、これまでの公害裁判でよくことなくくり返された歴史なのです。

カネミ油症事件では、私達たちは國の責任を最初は「食品の安全の調査義務違反」と考えましたが、それが誤つてゐることに気付き、危険性がわかりきつていて、PCBの使用を國が許したこと自体が悪い、と主張をかえました。私達の主張変更後、國はPCBの全面使用禁止にふみきり、日

本全国でPCBは使用できなくなりました。

私たちは、この國の全面使用禁止の判断は極めて正しいと考えています。まさに、原発事故もそう判断され、全面的に操業を止めるべきなのは自明ではありませんか。

原発はひとたび事故を起こせば、回復不可能な甚大な被害をもたらすことが、実証されました。わずか一つの孤島の所有問題などとは比べるべくもない、福島県の広大な居住地や農地、山林が汚染され、国土として使用することが半永久的に不可能となっています。故郷を奪われ、生活を奪われ、各地に離散した多くの人々が、原状回復を求めていますが、その願いはいついつかなえられるのでしょうか。失われた国土はいつ回復できるのでしょうか。国、加害企業は、それを実現する決意など全く持つていない対応です。

私たちはこの法廷において、福島原発事故は、日本の誤った原発政策の推進の結果として起こるべくして起つた事故であり、それは日本国内全ての原発においても全く同様に起つて得ることなのだ、とういことを明らかにしたいと考えています。

原発事故を完全に防止することなど、不可能に決まっています。

例えば、ごく身近な例として、私は遊覧飛行を営業している会社の事件をしていますが、テロ犯がその遊覧飛行の客を装い、飛行中にヘリコプターを占拠して、爆薬を多量に持つて玄海原発に突入を命じて施設を爆破するなど、極めて容易に実行できると確信しています。その防止は極めて困難だと思います。

しかし、それ以上に本当に私たちが考えなければならぬのは、原発が爆発事故を起こすか否かを論ずる以前に、現在すでに存しているいわゆる「原発村」と称される利権構造が確立され、原発が立地している地域を支配し、多くの利潤を上げ続けているという事実です。私たちは、このような原発及びそれを取り巻く原発村利権構造が存在すること自体が、地域の民主主義を破壊し、住民の人格権を侵害している、と考えています。福島原発事故の悲劇を二度と繰り返さないために取るべき道はただ一つだと確信しています。原発をなくすことです。私たちは、この審理においてそのことを明らかにしたいと考えています。

國の規準を守れば安全だ、という論理は福島原発事故によつて完全に破たんしています。この考え方を支持し、それに従つて原発を容認した判決も全く同様に破たんしています。眞に私たちの生命を守るためにはどうあるべきなのか、この法廷は従来の裁判例にとらわれない審理が求められているのだということを強調し、さらに統いて相代理人が主張する事実を踏まえて裁判所が適切に審理を進められるよう切望します。

### 解説

□ 弁護団事務局次長

稻村 蓉子 弁護士



#### 1 はじめに

裁判も第3回期日を終えました。これまで、原告側は、裁判所に対し、どのようなことに重点を置いて裁判をすべきかという概観を示してきました。ただ、裁判所はまだ十分な理解に達していません。そこで、原告側は、これから本格的な主張を行い、裁判所を説得していきます。

今日は、これまでの原告側、被告側の双方の主張を大まかに整理してご説明します。

#### 2 原告側の主張で基本となるもの

原告側の主張の基本は、福島第一原発事故の被害の実態です。どうして被害の実態を基本とするのでしょうか。

私たちは、福島第一原発事故が起きるまで、原発は安全だという安全神話にだまされてきました。けれども、福島第一原発事故が起き、安全神話が虚構に過ぎなかつたことを知りました。事故が起きないとされてきた基準をクリアしていたのに、福島第一原発事故は起きました。これまで国がつくってきた基準は何の役にも立ちませんでした。そうであれば、事故が起つた以上は、全ての原発を稼働させることは決して許されません。

「安全基準」を定めるのは、国ではありません。原発による被害を受ける私たち国民です。そして、その基準を定めるための拠り所となるのは、被害の内容と大きさです。被害が大きいものであれば、原発を安全とする基準は厳しくなるのが当然です。

そこで、私たちは、原発による被害がいかに甚大かつ不可逆的（再びもとの状態にもどれない）なものかを示すために、例として、福島第一原発事故による被害を徹底的に明らかにしたいと考えています。国や大企業は、これまで、多くの公害事件で、被害の実態を小さく小さく見せ、世間から被害を忘れさせてることで、救済の途を閉ざそうとしてきました。福島第一原発事故を経た今、同じことを繰り返させてはいけません。福島第一原発事故の被害を明らかにすること、それは、安全とはこうあるべきだという原告の主張の根幹となります。

そこで、原告側は、訴状で、福島第一原発事故の被害を中心に書き、被告の国と九電に認否（訴状に書いてある事実を認めるのか、否定するのか尋ねること）を求めました。